

しせつめい
施設名

しょうがいしゃしえんしせつ ゆすはら いえ

障害者支援施設 梶原みどりの家

しせつりようこころえ
施設利用心得

この施設利用心得は、当施設に入所するにあたり、安全・安心な生活を送っていただく為、施設で取り決めている生活上の取り決めごとについて説明するものです。

1. 理解しておくべきこと
2. 心掛けておくこと
3. 注意すること
4. 守るべきこと

その他、この施設利用心得にない事項については、協議・検討を行います。

施設長の判断により取り決めます。

(1) 日 課

きしやう 起 床 	6 : 00 ~
ちやうしやく 朝 食 	7 : 30 ~ (居室・デイルーム) 8 : 00 ~ 9 : 00 (食堂)
くんれん 訓 練 	9 : 00 ~ 12 : 00 ※月～金曜日 <small>げつ きんようび</small>
にっちゆうかつどう 日 中活動	9 : 00 ~ 11 : 30
にゆうよく きかいよく 入 浴 (機械浴) 	9 : 30 ~ 11 : 00 前後 ※月・火・木・金曜日 <small>げつ か もく きんようび</small>
ちゆうしやく 昼 食 	11 : 30 ~ (居室・デイルーム) 12 : 00 ~ 13 : 00 (食堂)
くんれん 訓 練 	13 : 00 ~ 17 : 00 ※月～金曜日 ※PT (火・木・金曜日) <small>げつ きんようび</small> <small>か もく きんようび</small>
にっちゆうかつどう 日 中活動 	13 : 30 ~ 15 : 30 ※総合的活動・クラブ活動 <small>そうごうてきかつどう</small> <small>かつどう</small>
にゆうよく いっぱん きかいよく 入 浴 (一般・機械浴)	13 : 15 ~ 16 : 00 前後 ※月・火・木・金曜日 <small>げつ か もく きんようび</small>
ゆうしやく 夕 食 	17 : 00 ~ (居室・デイルーム) 17 : 30 ~ 18 : 30 (食堂)
てんこ はいせつかくにん 点呼・排泄確認 	19 : 00 ~
しゆうしん じゆんび 就 寝の準備 	20 : 30 ~
しょうとう 消 灯	22 : 00
みまわ かきしよつ 見回り (各居室)	0 : 00、2 : 00、4 : 00

(2) 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により施設がその可否を決定します。また、利用者の心身・介護等の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等への説明または報告を行うものとします。

(3) 施設生活

服装	服装・みだしなみには気を付け、清潔にしましょう。
喫煙	指定した場所以外での喫煙「たばこ」は禁止です。
飲酒	許可された者で、許可する場所以外では禁止です。
居室の出入	みだりに他人の居室に出入しないこと。
整理整頓	居室内は整理整頓に心掛けましょう。 自己管理しているものは、適切に管理して下さい。 また、介護の支障となる場合・積み上げ保管となるような過剰な物品の持ち込みはしないこと。
物品の取り扱い	施設に置いている物品や器具は、丁寧に扱うこと。 共用の物品を私物化することは禁止です。
飲食物の持ち込み	みだりに食べ物や飲み物を持ち込まないこと。
貸し借り	他の者と物品・金品の貸し借りや賭博行為は禁止です。
金品の贈与	職員に対し金品を贈ったり、与えたりすることは禁止です。
男女交際	軽率な言動は慎み、行き過ぎのないようわかまえること。(節度)
損害の賠償責任	利用者の故意による、施設の建物・物品の破損や滅びてなくなった場合は、その損害について賠償していただきます。
その他	事情により、臨時に取り決める生活上のルールについては、原則として守っていただきます。

(4) 面会

めんかいしゃ 面会者	げんかん そな つ めんかいきろくひょう きにゅう 玄関に備え付けの「面会記録票」の記入をしてください。
めんかいじかん 面会時間	8 : 00 から 19 : 00 を原則とします。
いんしょくぶつ も こ 飲食物の持ち込み	りようしゃ たい あた た あず ばあい かなら 利用者に対し与えたり(食べる)・預ける場合は、必ず職員に申し出てください。

(5) 外出・外泊・門限

もう で とどけて 申し出・届出	げんそく がいとつ び ぜんじつ ごご じ しょくいん もう 原則、該当日の前日の午後5時までに職員に申し出をしてください。(これによらない場合は、キャンセル料金「食費」をいただく場合があります。) がいしゅつ がいはく もう で ご しせつちょう 外出・外泊については、申し出後、施設長の許可が必要です。
どうはんしゃ つ そ 同伴者・付き添い	かぞくどうはん ばあい かいご かいごつ ご家族同伴の場合や介護タクシー(介護付き)利用の場合は除き、個人外出の申し出の場合は、ご家族への確認または付き添いを求める場合があります。
もん げん 門限	もんげん 門限は 19 : 00 です。 じじょう とどけて じかん おく ばあい 事情で、届出をした時間または遅れる場合は、じぜん しせつ れんらく 事前に施設への連絡をしてください。

(6) 保健・衛生

しょくたくい し しんだん 嘱託医師の診断	しんだん しじ しょち げんそく 診断による指示や処置については、原則として従っていただきます。
別紙「病院受診サービスの流れ」	こべつ じじょう もう で 個別の事情により申し出があるときは、そのないよう はんだん 内容により判断します。
たいちょうふりょう しんたい いじょう 体調不良や身体の異常	がいしょう びょうじょう からだ いじょう 外傷や病状などにより、体に異常があるときは、すみ しょくいん もう で 速やかに職員に申し出てください。

(7) 食事

<p>食事場所</p>	<p>介護・身体などの諸事情がある場合のほかは、食堂で食べていただくことを基本とします。</p>
<p>欠食の取り扱い</p>	<p>その前日までに欠食の届出をしてください。</p>
<p>嗜好食品の持ち込み</p>	<p>食事のときに自己管理している食品を持ち込むときは、あらかじめ職員に申し出をしてください。</p>

(8) 現金・貴重品の管理

<p>自己管理の原則</p>	<p>本人持ちの現金・貴重品については、原則として、本人の管理責任となります。 現金を使った経過の不明や残金不足、なくなったといった理由による責任を施設が負うことはできません。</p>
<p>高額な現金の所持</p>	<p>お小遣い程度の金額を超える高額な現金は、所持しないよう心掛けてください。 ご家族などからの現金渡しの場合も同様です。 また、事務所管理になっている利用者については、本人口座への入金によるお預かりを原則とします。</p>
<p>物品の代金支払い対応</p>	<p>本人の判断で、任意に注文した通信販売など、商品着払いの事務は、事前に本人からの申し出があるものについて対応します。</p>
<p>現金・貴重品の預かり管理</p>	<p>申し出（伝票）による現金・サービス利用上の必要なものの管理を除き、任意に本人からの申し出による現金等の保管管理はいたしません。</p>

かさいよぼう ほうかぼうさいくねん
 (9) 火災予防・防火防災訓練

<p>かき も こ 火気などの持ち込み</p>	<p>きょか かき やくひん きけんぶつ しせつない 許可なく、火気・薬品などの危険物を施設内に も こ きんし 持ち込むことは禁止です。</p>
<p>でんききぐ かぐるい も 電気器具・家具類の持ち こ 込み</p>	<p>も こ まえ こうにゆうぜん かなら しょくいん もう で 持ち込む前・購入前に必ず職員に申し出る そうだん しせつちょう きょか え か相談をし、施設長の許可を得てください。 かいごじょう ししょう ひつようげん といじょう ばあい ※介護上の支障や必要限度以上となる場合は、 も こ 持ち込みできません。 も こ こ ほかんかんり ほんにん せきにん ※持ち込み後の保管管理は、本人の責任によ り、安全な管理をしていただきます。</p>
<p>ほうかぼうさいくねん 防火防災訓練</p>	<p>しせつ おこな ていき ひつようじ くねん 施設の行う定期または必要時の訓練につい さんか きょうりょく およ しょくいん しじ て、参加・協力すること及び職員の指示に したが 従っていただきます。</p>

わたくし しせつりようこころえ じぎょうしゃ せつめい う しせつ せいかつじょう と
 私は、施設利用心得について事業者から説明を受け、施設における生活上の取
 き じこう しせつりようちゅう じこう じゆんしゆ
 り決め事項について、施設利用中はこの事項について遵守いたします。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代筆者 住所 _____

氏名 _____ 印

(利用者との関係)

○病院受診サービスの流れ

施設対応（青線：青矢印）

本人・家族対応（黒線：黒矢印）

